

事前協議 1 関係課別必要添付図書一覧表（申出書正本に建設指導課で指導した本一覧表を添付してください）

担当課名		建設指導	建設管理	下水道整備	上水道工務	廃棄物対策	環境保全	郷土文化	消防警備	都市計画	高架事業・道路整備	総務管財	農林水産		学校管理	水とみどり	交通まちづくり	都市整備	産業政策		観光	自治振興	市民	
担当名		開発調整	道路管理	維持	計画調整	ゴミ置き場	事業所指導	文化財	警備計画	都市計画	高架・街路	管財	農業委員会	整備調整	管理	管理維持	交通政策	都市整備	商工振興	港湾振興	観光振興	自治振興	住居表示	
番号	場所 添付図書	別館 2F	第二別館 2F	別館 3F	別館 1F	環境 事務所	環境 事務所	旧館 B1	消防 本部	別館 2F	第二別館 3F	旧館 2F	別館 3F	別館 3F	旧館 3F	第二別館 3F	別館 3F	別館 4F	別館 4F	別館 4F	別館 4 F	新館 2F	新館 1F	
1	委任状	正副 〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	付近見取図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地籍図（公図）	〇〇	〇〇	○	○						○	○	○	○		○		○		○				○
4	地積測量図 又は求積図	〇〇	〇〇	○	○					③	○	○	○	○		○	①	○		○				○
5	公共施設求積図	〇〇	〇〇	○		○										① ④								
6	土地の登記事項証明書	〇〇			○					②	○	○	○					○		○			○	○
7	現況図	〇〇	現況道路 〇〇 横断図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	土地利用計画図 （配置図）	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①公園（緑地）平面 ②③緑化平面 ④	○	○	○	○	○	○	○	○
9	造成計画平面図	〇〇	〇〇	○		○	○	○		①				○	○	○	○	○		○				
10	〃 断面図	〇〇	〇〇	○		○	○	○		①				○		○	○	○		○				
11	道路計画縦断図	〇〇	〇〇							①						③ ④	○	○						
12	〃 標準断面図	〇〇	〇〇							①						③ ④	○	○						
13	排水計画平面図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○		①				○		① ④	○	○						
14	〃 縦断図	〇〇	〇〇	○						①				○		④	○	○						
15	〃 標準断面図	〇〇	〇〇	○				○		①				○		④	○	○						
16	〃 構造図	〇〇	〇〇	○						①				○		④	○	○						
17	流末水路構造図	〇〇	〇〇	○						①				○		④	○	○						
18	給水計画平面図	〇〇	〇〇		○				○	①				○		① ④	○							
19	消防水利図	〇〇			○				○	①				○			○							
20	建物平面図	〇〇	〇〇 一階のみ	○	○	○	○	○	○	○	○				○	② ③	○	○	店舗 ○ 詳細		○			
21	〃 立面図	〇〇			○	○	○	○	○	○	○					② ③	○	○	○		○			
22	〃 断面図	〇〇			○		○	矩計図 ○ （基礎）	○	○	○					② ③	○							
23	工場危険物調書	〇〇					○																	
24	公共公益施設 詳細図	〇〇	道路構造 中心後退				ごみ 集積所									①公園詳細（各構 造物詳細含む） ④								
25	緑地等計画書 誓約書	〇〇														①（自主管理と なる緑地等の 場合のみ）								
26	その他	〇〇			流量計算書 排水流域図																		⑤	

* 《道路中心後退》
整備計画を関係課と協議のうえ詳細図を作成して下さい。

* 《電波障害調査対象建築物》
岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱第2条に該当する建築物は、次の書類が必要です。
・テレビ電波受信障害調査報告書、建築計画書、誓約書、

* 《交通まちづくり課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 仮換地指定通知の写し又は仮換地証明の写し
保留地証明の写し

* 《自治振興課》
⑤ 町会・自治会加入等に関する地元町会・自治会協議結果報告書

* 《水とみどり課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 術基準2、技術基準3（管理担当）
② 大阪府自然環境保全条例（管理担当）
③ 大阪府風致地区条例（管理担当）
④ 開発区域内に都市計画公園が含まれる場合（維持担当）